

米子市告示第 2 2 4 号

令和 6 年度における測量等業務の指名競争入札の参加資格等
について

令和 6 年度において市が発注する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務（以下「測量等業務」という。）の指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、入札参加資格の審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。

令和 5 年 1 2 月 1 3 日

米子市長 伊 木 隆 司

1 入札参加資格

入札参加資格は、次に掲げる事項を総合勘案して行った審査の結果に基づき、入札への参加を希望する測量等業務の種別（別表に定めるところによる。）ごとに定めた資格とする。

- (1) 審査基準日（申請日をいう。以下同じ。）の属する営業年度の直前の営業年度（以下「直前 1 年」という。）における測量等業務の契約実績高
- (2) 審査基準日における測量等業務に従事する一級建築士等の有資格者の数
- (3) 審査基準日までの測量等業務の営業年数

2 入札参加資格を認めない者

次に掲げる者は、その希望する業務の入札参加資格を認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 1 第 1 項において準用する同令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (2) 3 の測量等業務入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の

- 記載をした者又は重要な事実について記載をしなかった者
- (3) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先との取引の停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - (4) 測量業務の入札参加資格を希望する者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者としての登録を受けていないもの
 - (5) 建築関係建設コンサルタント業務の入札参加資格を希望する者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所の登録を受けていないもの
 - (6) 米子市の市税等（市税、保育料、市営住宅家賃その他市営住宅に係る納付金、下水道使用料、下水道特別使用分担金、下水道事業受益者負担金、淀江町公共下水道事業負担金、農業集落排水施設使用料、農業集落排水事業分担金、汚水処理場使用料、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。）を滞納している者
 - (7) 3の(1)のセに掲げる納税証明書に未納額がある旨の記載がある者
 - (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員を役員等（役員、支配人その他経営に事実上参加している者をいい、非常勤である者を含む。）としている者

3 資格審査の申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、測量等業務入札参加資格審査申請書（様式第1号）に(1)に掲げる書類を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

なお、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）の定めるところにより登録を受けた者にあつては、(1)に掲げる書類のうち、ウ、エ及びクの書類については、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程の定めるところに

より国土交通大臣に提出した直前1年の現況報告書の写しをもって代えることができるものとする。

(1) 提出書類

- ア 入札参加資格希望表（様式第2号）
- イ 総括表（様式第3号）
- ウ 測量等業務実績調書（様式第4号）
- エ 技術者経歴書（様式第5号）
- オ 使用印鑑届（様式第6号）
- カ 市税等同意書兼誓約書（様式第7号）
- キ 役員等調書兼照会承諾書（様式第8号）
- ク 法人にあっては直前1年の貸借対照表、損益計算書、完成業務原価報告書及び利益処分（損失利益）に関する書類、個人にあっては直前1年の貸借対照表、損益計算書及び完成業務原価報告書
- ケ 業務を行うことについて法令その他規程に基づく登録をしている場合は、その登録の証明書の写し
- コ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（申請日前3か月以内に発行されたものに限る。）又はその写し、個人にあっては当該個人の住民票の抄本（申請日前3か月以内に発行されたものに限る。）又はその写し
- サ 入札の参加等の権限の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）
- シ 登録営業所一覧表（様式第9号）（代表者以外の者に入札及び契約等の権限を委任する場合に限る。）
- ス 市内の営業所（本店又は支店若しくは常時契約を締結する事務所をいう。）に配置されている技術者のうちに、技術士法（昭和58年法律第25号）による登録を受けている者又は一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）資格試験に合格し、その登録を受けている者がある場合は、その登録証の写し
- セ 消費税及び地方消費税の納税証明書（申請日前3か月以内に発行

されたものに限る。)又はその写し

(2) 提出期間

令和6年1月16日(火)から同年2月29日(木)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)。ただし、市長が特別な理由があると認める者については、この限りでない。

(3) 提出方法

持参又はとっとり電子申請サービスを利用する方法若しくは郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者(以下「信書便事業者」という。)による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出すること。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとする。また、とっとり電子申請サービスを利用する方法又は郵便若しくは信書便による提出は、令和6年2月29日(木)の午後4時30分までに到着したものに限り、受け付ける。

(4) 提出先

米子市総務部契約検査課契約担当

(〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地 電話 0859-23-5365)

4 更生会社又は再生会社の入札参加資格

令和5年10月1日以後に会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

5 資格審査の結果

米子市のホームページにおいて掲示する。

6 資格の有効期限

令和6年度における入札参加資格の有効期限は、令和7年5月31日とする。ただし、当該入札参加資格を付与された者が次の各号に掲げる事由に該当する場合には、当該各号に定める日とする。

- (1) 2に掲げる者のいずれかに該当したとき。 市長が当該事実を確認した日の前日
- (2) 当該入札参加資格に係る事業を継続していないとき。 市長が当該事実を確認した日の前日
- (3) 令和7年度における入札参加資格が決定されないとき。 当該決定の日の前日

別表

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|------|-------|-----------------|------|----|----|-----|----|----|------|------|------|-----------------|--------------|--------|------|----|----|-----------|-----|------|------|------|----|------------|--------|---------------|------|------|-------|------|--------|------|------|-------|------|-----------|-------------|------|---------------|------|
| 登録部門及び希望業務 | 測量業務 | | 建築関係建設コンサルタント業務 | | | | | | | | | | 土木関係建設コンサルタント業務 | | | | | | | | | | | | | 地質調査業務 | 補償関係コンサルタント業務 | | | | | その他の業務 | | | | | | | | | |
| | 測量一般 | 地図の調整 | 航空測量 | 建築一般 | 意匠 | 構造 | 暖冷房 | 衛生 | 電気 | 建築積算 | 機械積算 | 電気積算 | 調査 | 建設コンサルタント | | | | | | | | | | | | | 交通量調査 | 環境調査 | 経済調査 | 分析・解析 | 宅地造成 | | 電算関係 | 計算業務 | 資料等整理 | 施工管理 | 補償コンサルタント | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | 河川、砂防及び海岸・海洋 | 港湾及び空港 | 電力土木 | 道路 | 鉄道 | 上水道及び工業用水 | 下水道 | 農業土木 | 森林土木 | 水産土木 | 造園 | 都市計画及び地方計画 | 地質 | | | | | | | | | | | 土質及び基礎 | 鋼構造及びコンクリート | トンネル | 施工計画、施工設備及び積算 | 建設環境 |

注意事項

- 1 「測量業務」は、測量法第55条第1項の規定による測量業者の登録がなければ希望することができません。
- 2 「建築関係建設コンサルタント業務」は、建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所の登録がなければ希望することができません。